

矢板市 男女共同参画計画

あいプラン

〔四期計画〕

計画期間：2018～2022年度

【矢板市女性活躍推進計画】

【矢板市DV防止基本計画】



～認めあい 分かちあい 補いあう
男女共同参画社会をめざして～

平成30年3月
矢板市

男女共同参画社会の実現に向けて

近年の社会経済情勢の多様化・複雑化、人口減少と少子高齢社会の到来に伴い、我が国の地域社会は、人の人とのつながりが希薄化しております。

このような中、男女がお互いを理解しあうことで認めあい、喜びも責任も分かちあい、補いあうことができる社会の実現が求められています。

本市では、平成15年に「男女共同参画計画」を策定してから、これまで2度の改定を行い、男女共同参画社会の実現へ向けて取り組みを行ってまいりました。

その結果、男女共同参画の理解も進み、様々な取り組みが生まれてきております。しかし、未だ取り組む課題も多く残っているのも現実であり、その課題を解決すべく、「四期計画」策定いたしました。

「四期計画」では、三期計画の成果と課題を踏まえ、「男女共同参画の環境づくり」、「男女共同参画の促進」「人権の尊重と暴力の根絶」の3つを基本目標とし、施策の方向、施策と総合的に推進できるようとりまとめいたしました。

「四期計画」により、男女共同参画社会への理解を深め、家庭、地域、職場、学校など、あらゆる場で男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮することができるよう、市民の皆様には、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、計画の策定にあたり貴重なご意見やご提言をいただきました委員の皆様をはじめ、関係者の皆様に厚く御礼申し上げます。



平成30年3月

矢板市男女共同参画社会づくり推進本部長

矢板市長 齋藤 淳一郎

目 次

第1章 計画の趣旨

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格と役割	2
3 他の計画との関係	2
4 計画の期間	2

第2章 計画策定の背景

1 社会情勢と女性を取り巻く状況等	3
2 三期計画の達成状況	7
3 国・県の主な動き	11

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本目標	12
2 目標設定指標一覧	13
3 計画の体系	14

第4章 施策の展開

基本目標1 男女共同参画の環境づくり～認めあい～	16
施策の方向1 男女共同参画意識の醸成	17
施策の方向2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	20
施策の方向3 男女共同参画に関する教育・学習機会の充実	23
基本目標2 男女共同参画の促進～分かちあい～	26
施策の方向1 政策・方針決定の場への男女共同参画の促進	27
施策の方向2 労働分野における男女共同参画の推進	29
施策の方向3 地域活動へ男女共同参画の推進	32
基本目標3 人権の尊重と暴力の根絶～補いあう～	35
施策の方向1 人権の尊重と健康づくりの推進	36
施策の方向2 あらゆる暴力の根絶	39
施策の方向3 困難等を抱える女性等への支援	42
計画の推進	45

資 料

1-1	主な相談・問合せ電話（国・警察等）	47
1-2	主な相談・問合せ電話（県・市・民間）	48
2	関係法令等	48
3	矢板市男女共同参画計画策定委員会委員名簿	49
4	矢板市男女共同参画社会づくり推進本部設置要綱	50
5	矢板市男女共同参画計画策定委員会設置要綱	52

補足※包含される計画が該当する頁

【矢板市女性活躍推進計画】

基本目標1	男女共同参画の環境づくり～認めあい～	
施策の方向2	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	20
基本目標2	男女共同参画の促進～分かちあい～	
施策の方向2	労働分野における男女共同参画の推進	29

【矢板市DV防止基本計画】

基本目標3	人権の尊重と暴力の根絶～補いあう～	
施策の方向1	人権の尊重と健康づくりの推進	36
施策の方向2	あらゆる暴力の根絶	39
施策の方向3	困難等を抱える女性等への支援	42

第1章

計画の趣旨

1 計画策定の趣旨

矢板市では、「男女共同参画社会基本法」（平成11年法律第78号）に基づき、「矢板市男女共同参画計画あいプラン」を平成15年3月に策定しました。その後、二期計画を平成20年3月に、三期計画を平成25年3月に策定し、これまで市民と行政が協力しながら、矢板市がめざす男女共同参画社会づくりに向け、各種事業に取り組んできました。

その結果、男女共同参画啓発のための、市民によるボランティア団体の設立、広報紙の発行など新たな活動が生まれ現在も取り組んでいます。また、公民館を中心とした幼児教育・家庭教育学級の開催や、子ども課を新設しての様々な子育て支援事業が行われています。

しかしながら、社会環境は変化を続けており、少子高齢化・晩婚化による人口減少、核家族化率の増加など家族形態の変化による子育て環境の多様化や介護支援の必要性の増加、男女間の様々な暴力、地域における人間関係の希薄化など、今日的課題も変化し続けています。

これらの課題を解決すべく、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みをより推進するために、その施策等の方向性や内容を示す「矢板市男女共同参画計画あいプラン四期計画」を策定するものです。

なお、本計画は、「女性活躍推進法」に基づく「市町村推進計画」及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく「市町村DV防止基本計画」を包含しています。

男女共同参画社会とは

男女共同参画社会は、「男女共同参画社会基本法」により、次のとおり定義されています。

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会
(男女共同参画社会基本法から抜粋)

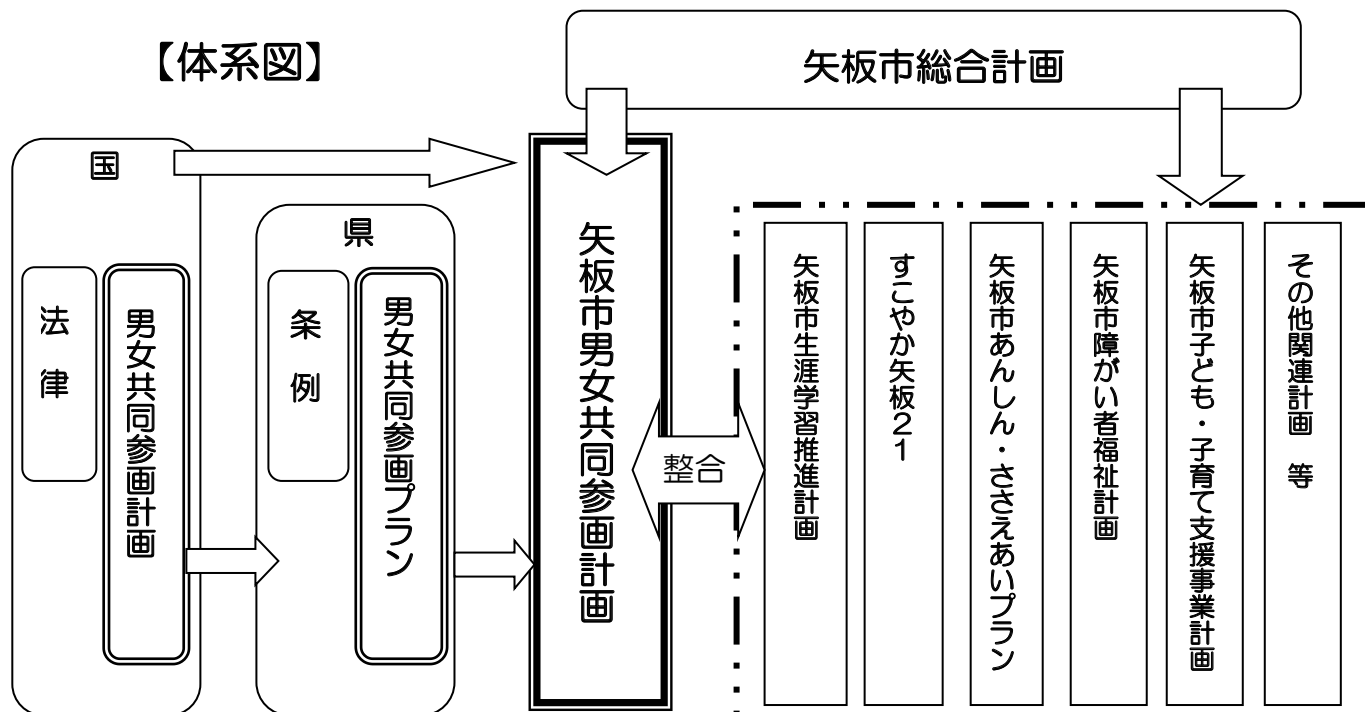
つまり、男女共同参画社会とは「誰もが自分らしく生き生きと暮らせる社会」であり、男女がお互いを理解しあったうえで認めあい、喜びも責任も分かちあい、補いあうことができる社会です。

2 計画の性格と役割

- (1) 矢板市がめざす男女共同参画社会の実現に向けて、市民と行政、関係機関・団体、企業等が一体となり取り組むための計画です。
- (2) 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」です。
- (3) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく市町村推進計画です。
- (4) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく市町村計画です。
- (5) 国の「第4次男女共同参画基本計画」及び栃木県の「とちぎ男女共同参画プラン 四期計画」の理念、趣旨を踏まえ、市における男女共同参画行政に係る施策の基本方向と具体的な施策を明らかにするものです。

3 他の計画との関係

本計画は、「第2次21世紀矢板市総合計画」、「矢板市生涯学習推進計画四期計画」、「矢板市子ども・子育て支援事業計画」、「第4次矢板市障がい者福祉計画」、「第2期すこやか矢板21」、「矢板市あんしん・ささえあいプラン（第7期計画）」などとの整合性を図り、調和のとれたものとしてします。



4 計画の期間

2018年4月から2023年3月末までの5年間を計画期間とします。

第2章

計画策定の背景

1 社会情勢と女性を取り巻く状況等

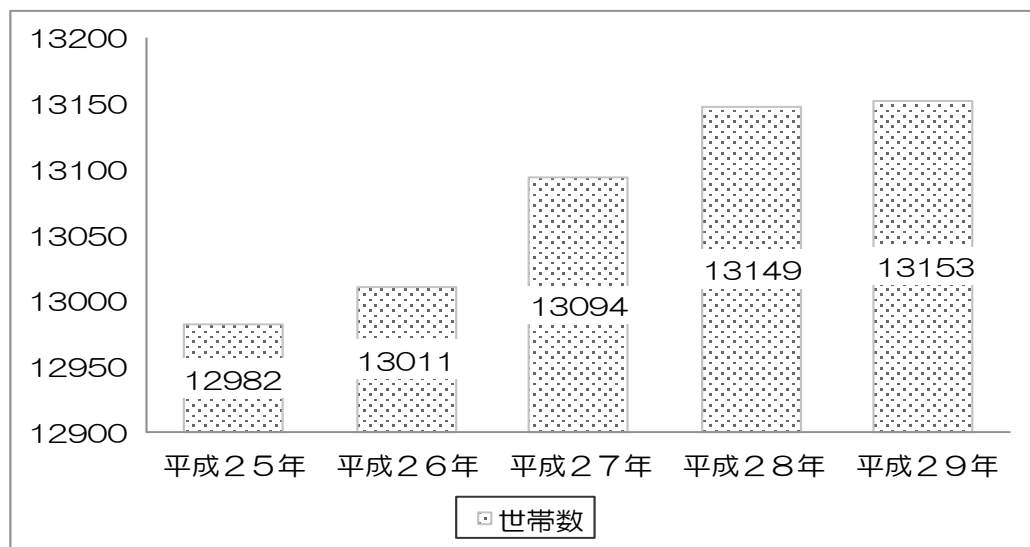
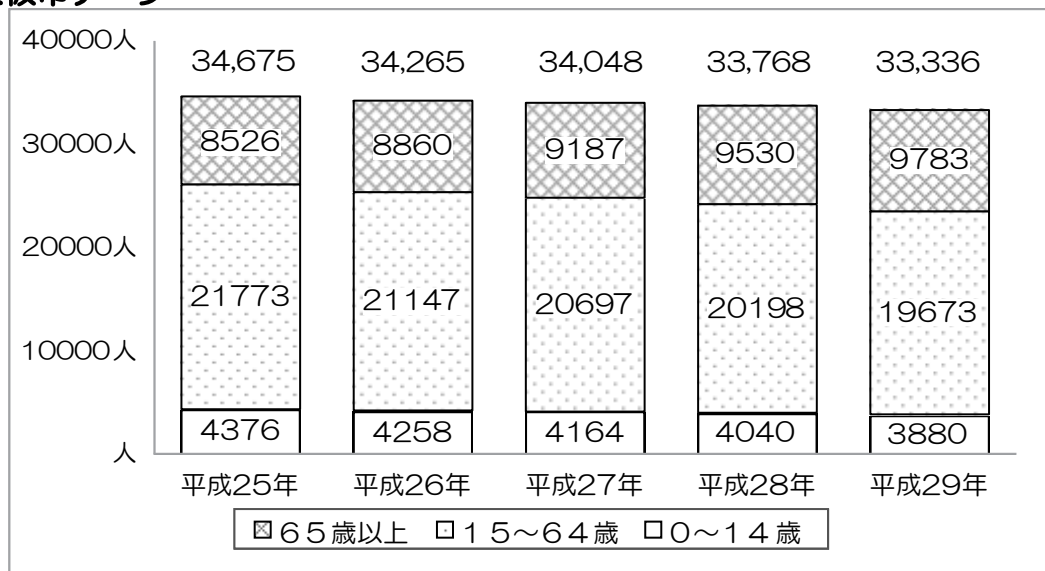
(1) 社会における状況の変化

矢板市の人口は、1998年をピークに転出超過傾向が続いています。

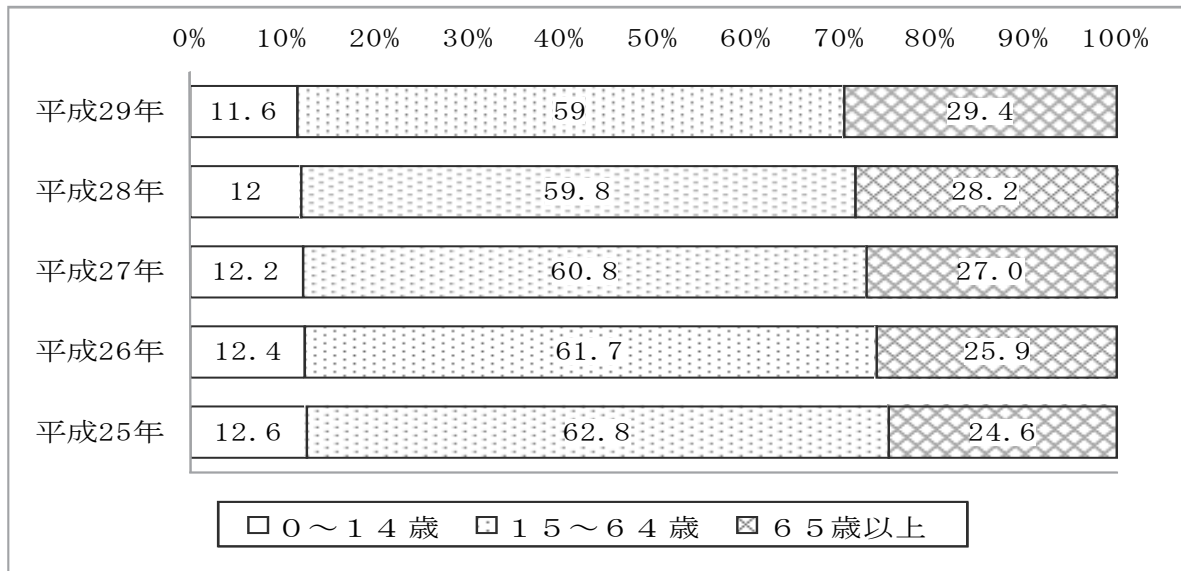
年齢別の人口をみると、年少人口（0～14歳）・生産年齢人口（15～64歳）は減少し、老年人口（65歳以上）は増加していることから、矢板市でも少子高齢化が進行していることがうかがえます。

一方、世帯数は増加傾向にあります。人口が減少し、世帯数が増加していることから、1世帯あたりの人員数は減少しており、単身世帯の増加や核家族化の進行がうかがえます。

○矢板市データ



資料：住民基本台帳年報（各年4月1日現在）

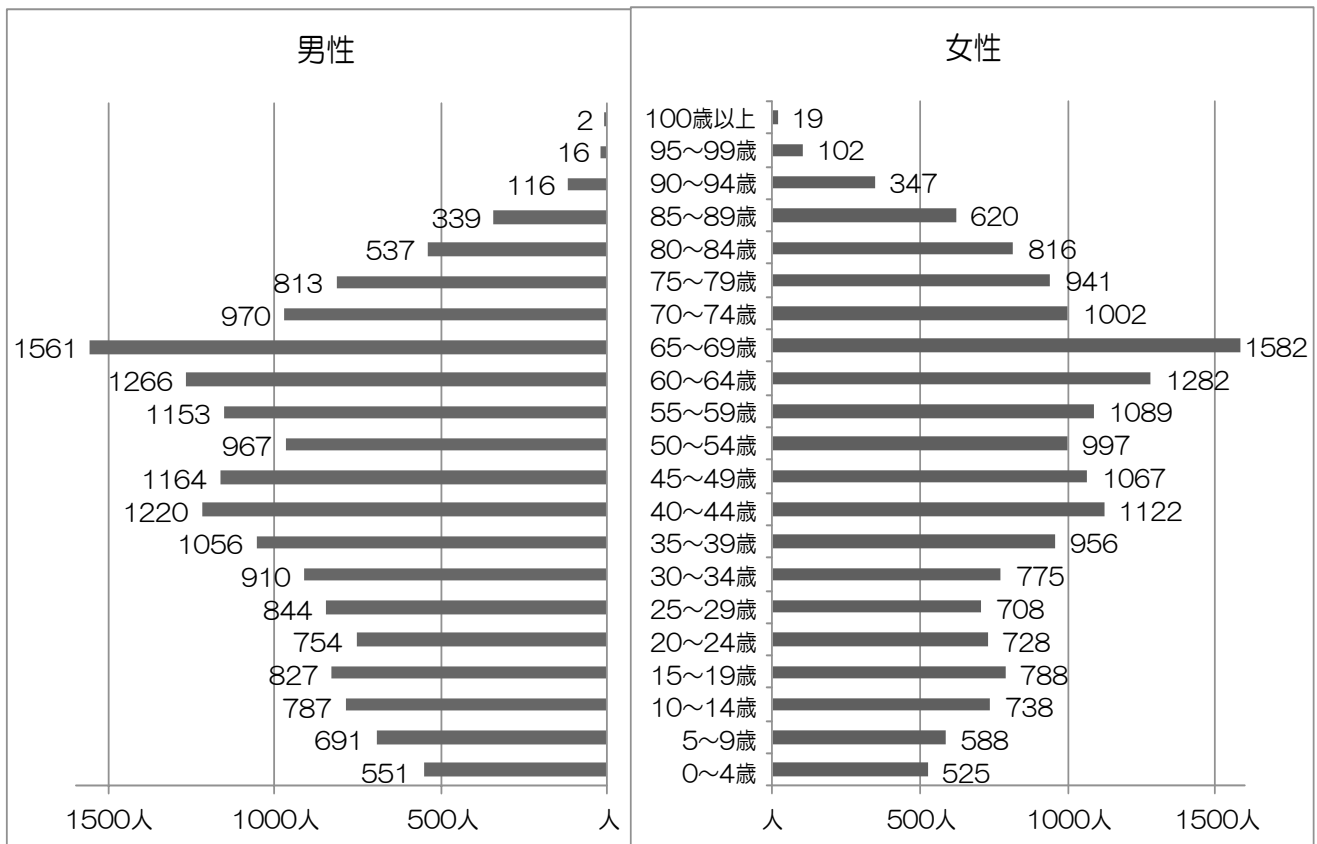


資料：住民基本台帳年報（各年4月1日現在）

矢板市の人口ピラミッド（※）をみると、少子高齢化の進行が顕著となっています。男女共に60歳代の人口が最も多く、0～14歳までは、若い年代になるほど人口が少なくなっています。

また、65歳以上では、女性が男性より1,000人以上多く、高齢期は女性の割合が高くなる傾向があります。

0矢板市の人口ピラミッド



資料：住民基本台帳年報（平成29年度）

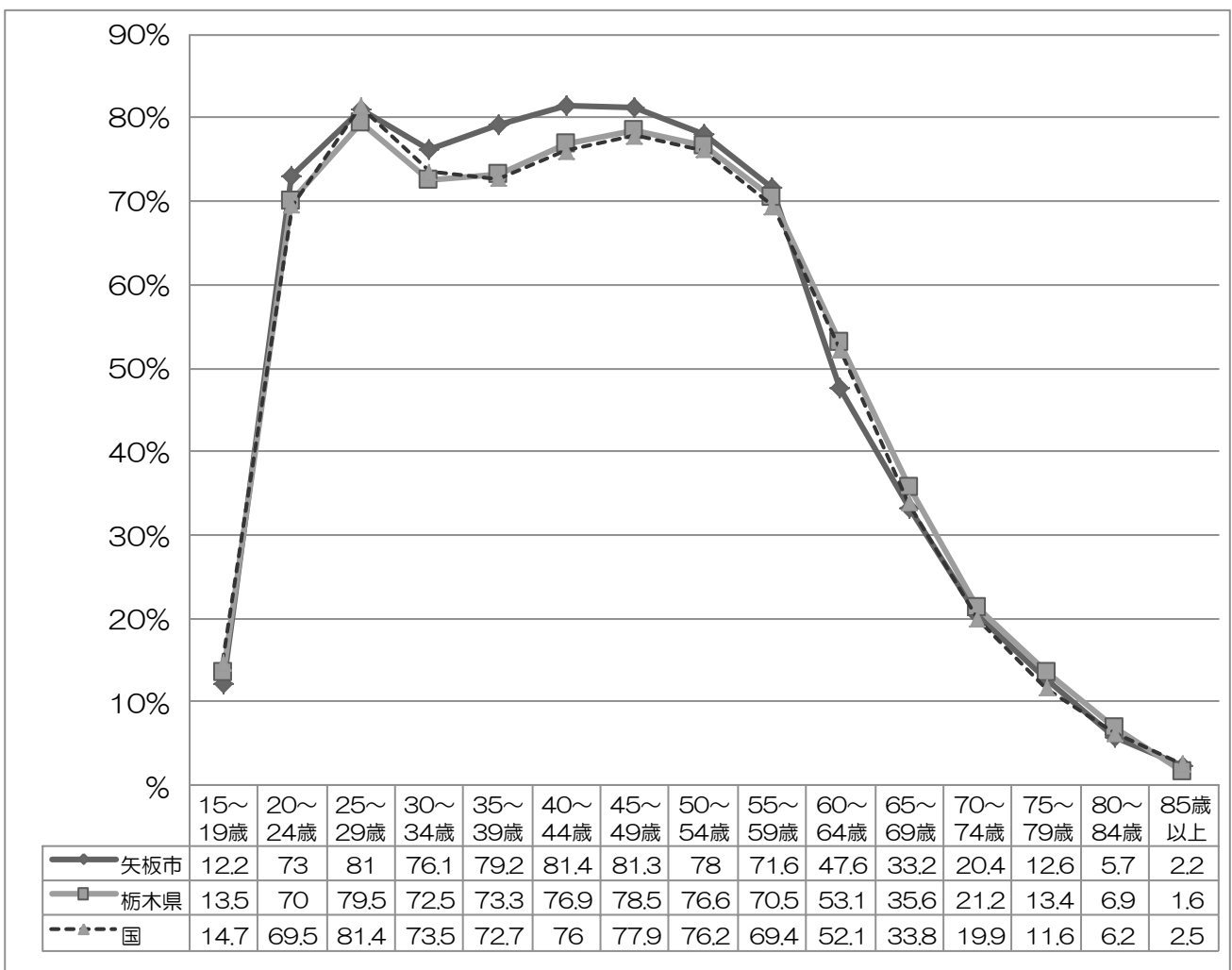
※人口ピラミッド：対象とする地域のある時点での人口構造を視覚的に表したもの。

(2) 就業構造について

平成27年国勢調査において、矢板市の生産年齢人口（15～64歳）に対する労働力人口（就業者と完全失業者の合計）の比率である労働力率をみると、男性では25～59歳までという幅広い年代において9割以上の水準を保っています。

それに比べ女性は30～34歳で低下し、その後上昇する“M字カーブ”を描いています。ただし、国や栃木県と比較すると女性の25～54歳で7割以上となっており、国・栃木県のそれよりも若干高い水準となっています。

○矢板市女性の年齢階層別労働力率（国、栃木県との比較）



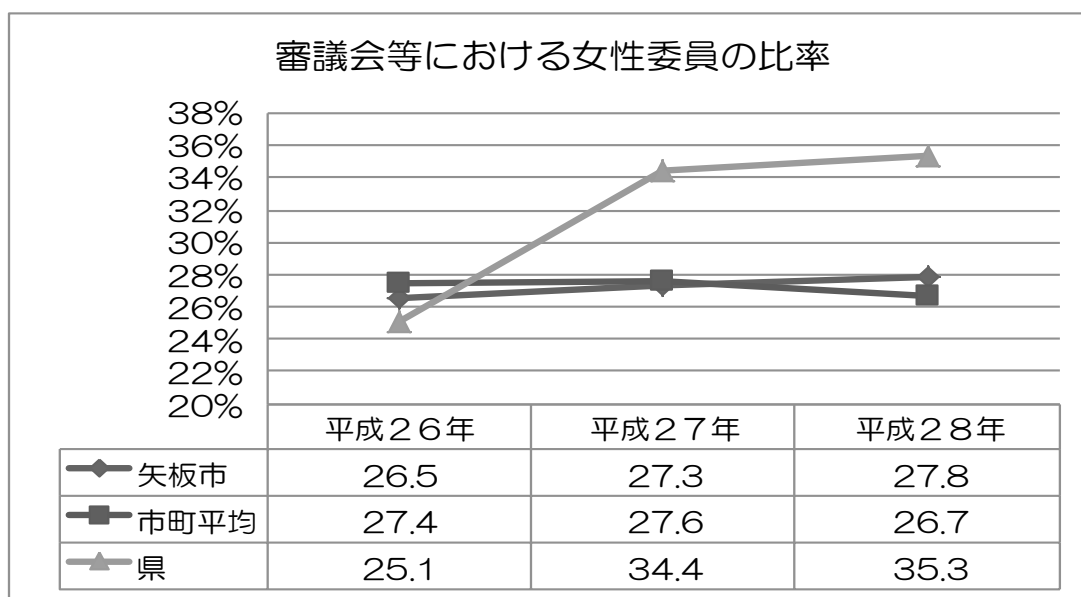
資料：国勢調査（平成27年）

(3) 女性の参画について

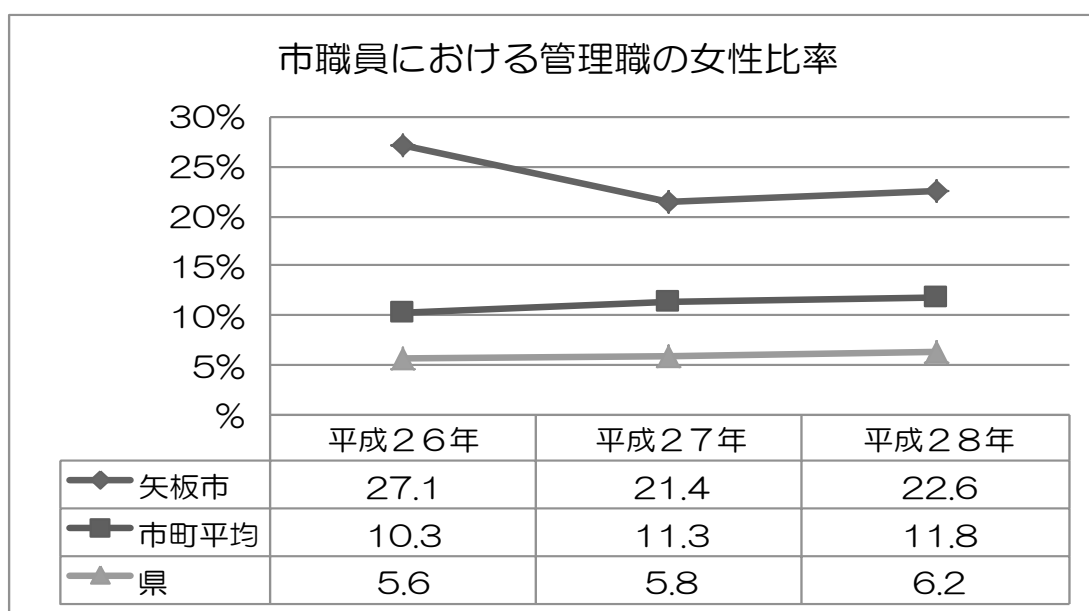
矢板市の審議会等における女性委員比率をみると、25%超で推移しており、平成28年において、県と比較すると低い数値ではありますが、栃木県内市町の平均は上回っています。また、目標とする30%は下回っているものの、年々上昇しており、目標数値へ近づいてきています。

矢板市職員の管理職（一般行政職）における女性比率は、20%を超える比率をキープしており、平成28年の県6.2%や県内市町平均11.8%を大きく上回っています。

その他、市議会議員の状況は、平成29年現在、議員16人中女性議員3人で、女性議員の割合は18.8%です。



資料：栃木県男女共同に関する年次報告



資料：栃木県男女共同に関する年次報告

2 三期計画の達成状況

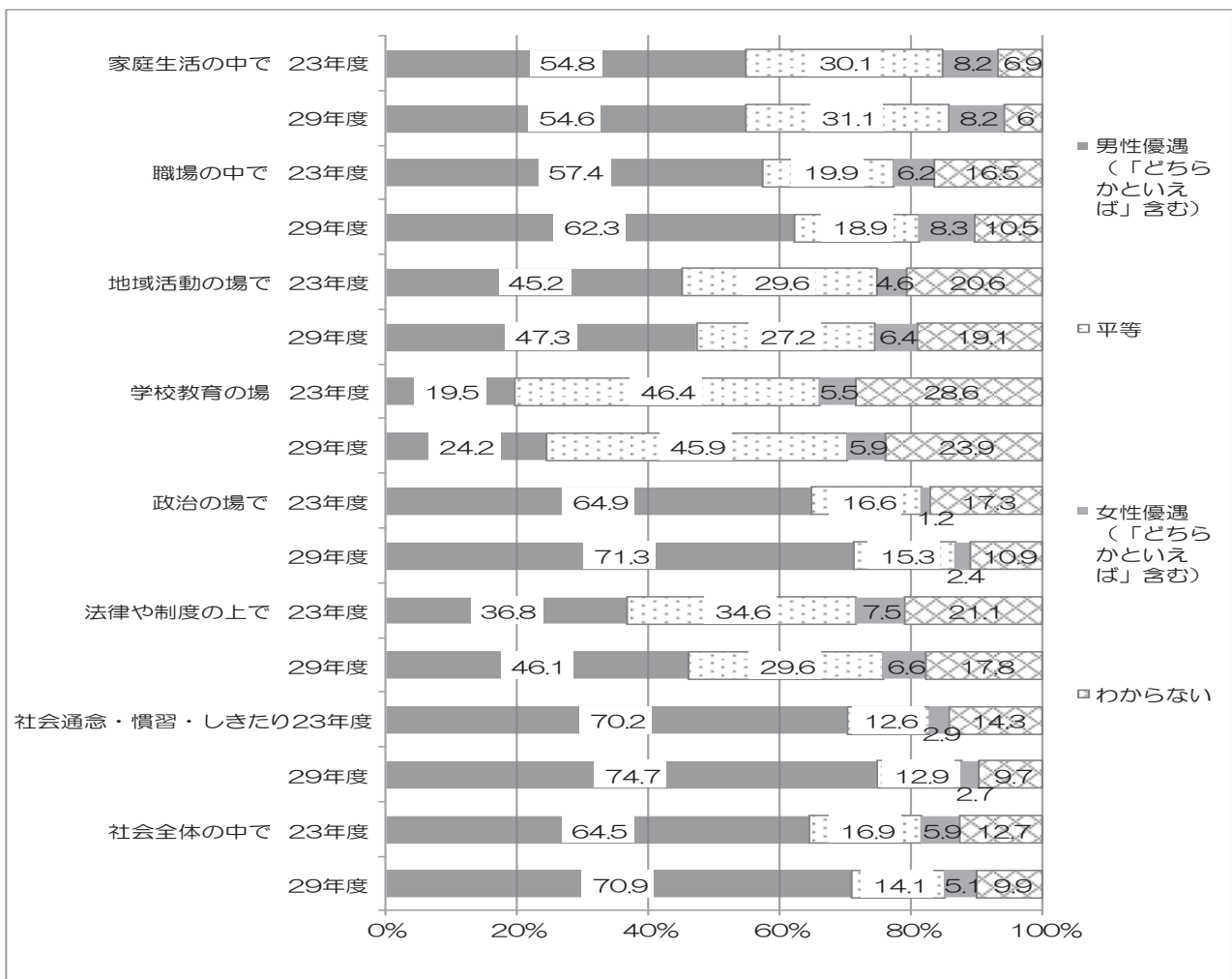
矢板市がめざす男女共同参画社会の実現のため、三期計画（平成25年度から29年度）では、「男女共同参画の意識づくり」、「男女の社会参画の促進」、「男女が共に輝ける社会づくり」、「推進体制の機能充実」の4項目を基本目標として掲げ、推進してきました。

その5年間の推進してきた成果と課題は、次のとおりです。

(1) 男女共同参画の意識づくり

平成23年度に実施した前回調査と比較して、大きく増減した分野はありません。分野を個別に見ると、「政治の場で」、「社会通念・慣習・しきたりなどで」、「社会全体の中で」の項目で、男性の方が優遇されていると感じている人の割合が6割を超えており、依然割合が高くなっています。そのため、今後も引き続き男女平等の意識や男女共同参画の理念を啓発していく必要があります。

〇男女平等度 前回との比較



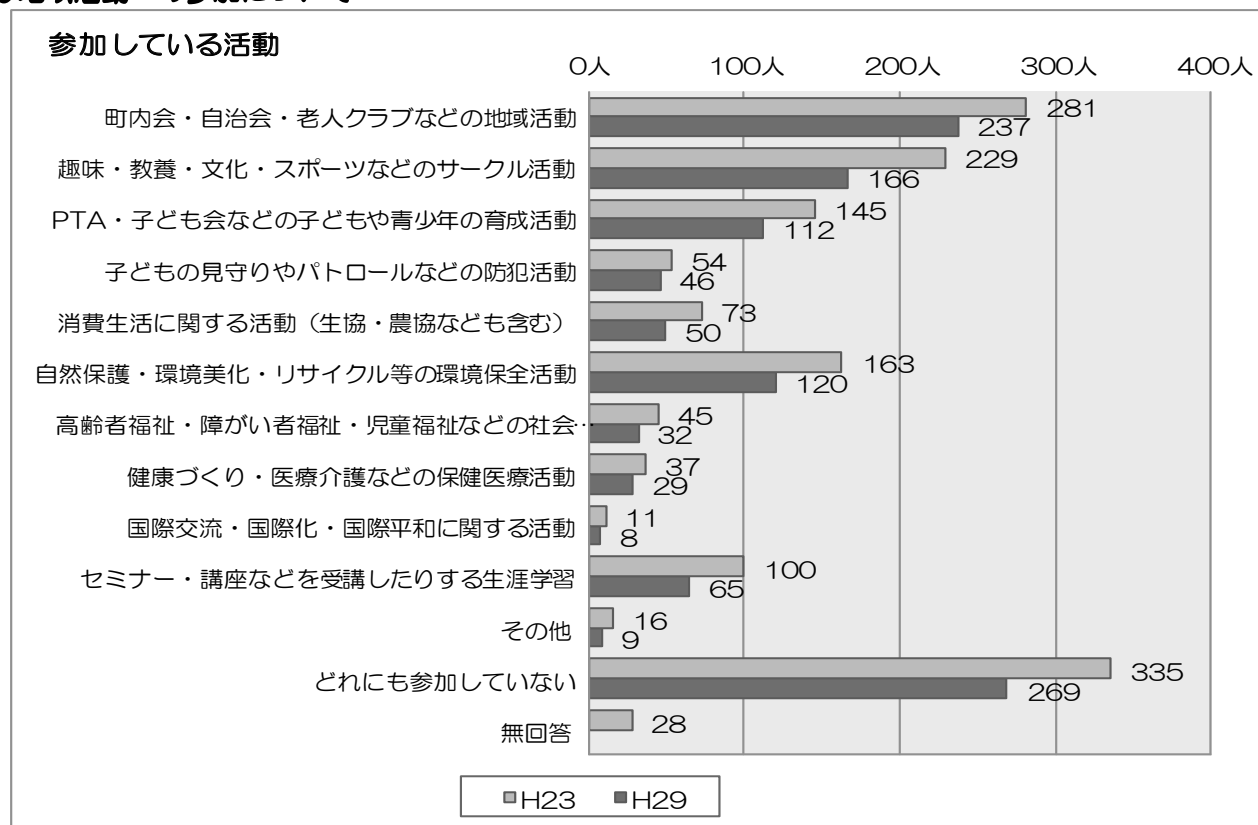
資料： 矢板市男女共同参画に関するアンケート調査

- 男女共同参画啓発を主な活動内容としたボランティアグループが、様々なイベントで啓発活動を行っています。しかし、男女共同参画に関する理念や意識の周知はまだ不足していることなどから、その活動を継続していく必要があります。
- 男女共同参画について考え、また学ぶ機会として、「やいたみんなのつどい」を開催し、毎年200名を超える来場者があります。今後は、若い世代や男性など幅広い世代等の参加者を増やすために、内容や広報活動の工夫をする必要があります。
- 生涯学習課、各公民館を中心として家庭教育学級や親子教室を実施し、多くの参加者を集めています。今後は指導者などのさらなる育成が必要です。

(2) 男女の社会参画の促進

- 各種委員会や審議会等における女性委員の割合は、目標値の30%に近付つつあるものの、達していません。引き続き、政策決定の場に参画できる女性の育成を図るとともに、女性委員の参画を促進していく必要があります。
- 市民の市政運営への参画のために、「市長への手紙」の配布や「地域懇談会、地区座談会」などの実施により、市民の声を聴く機会を設けています。
- 地域活動への参加について、「どれにも参加していない」の数値が高く、参加促進のための工夫が必要です。また、様々な地域活動へ男女共に参加し、それぞれの能力を發揮していくために、行政区等を通じて働きかける必要があります。

○地域活動への参加について

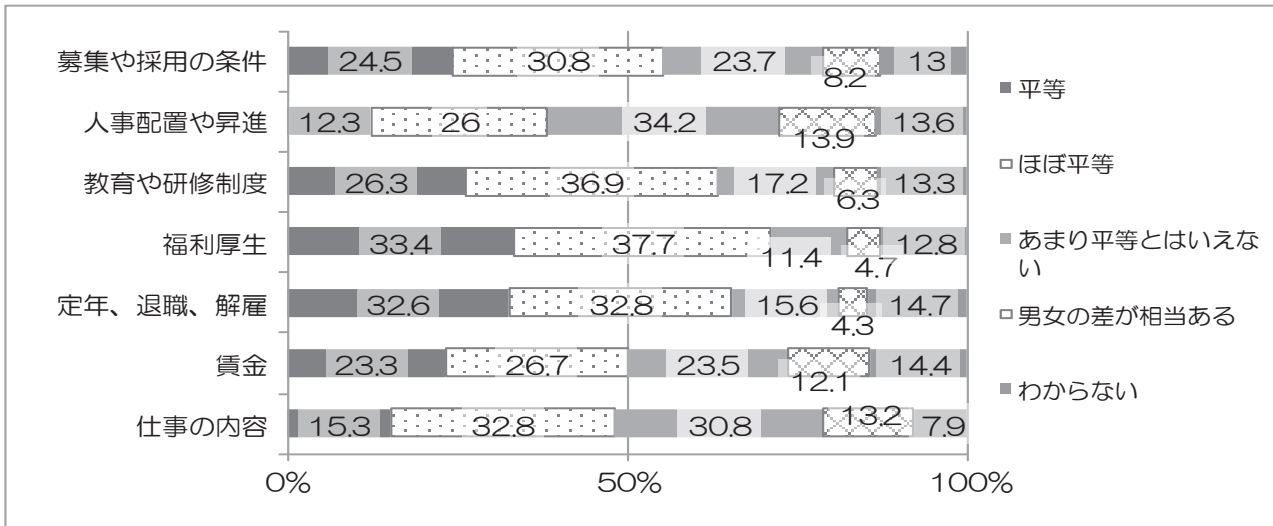


資料：矢板市男女共同参画に関するアンケート調査

(3) 男女が共に働きやすい環境の整備

○ 職場における男女共同参画推進のために、リーフレット、ホームページ等による男女雇用機会均等法などの周知を行っています。しかしながら、「人事配置や昇進」、「仕事の内容」といった項目で男女間の格差を感じている割合が高い状態です。今後も、事業所や雇用主へのさらなる働きかけの必要があります。

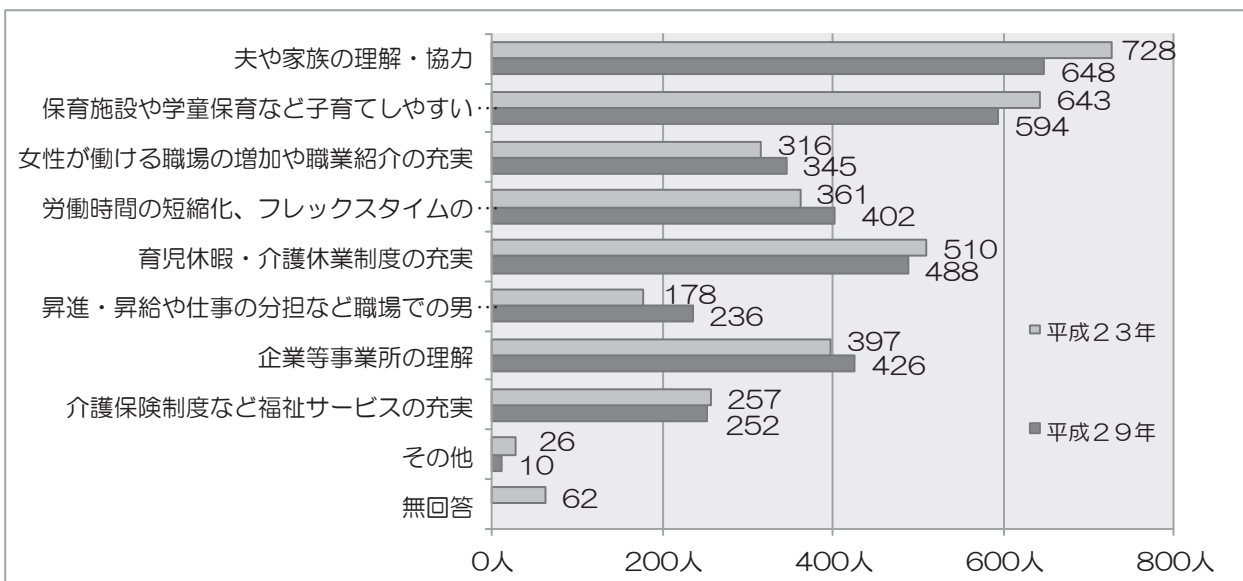
○職場での男女平等について



資料：矢板市男女共同参画に関するアンケート調査

○ 家庭生活における共同参画を推進し、家族の中での性別役割分担意識をなくすために、保護者を対象とした子育て学習や家庭教育学級を開催しています。今後は、家族それぞれの理想の働き方を重視した生活の実現のために、就業環境と家庭環境の両方を改善する、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進していく必要があります。

○女性が働き続けるために必要なこと



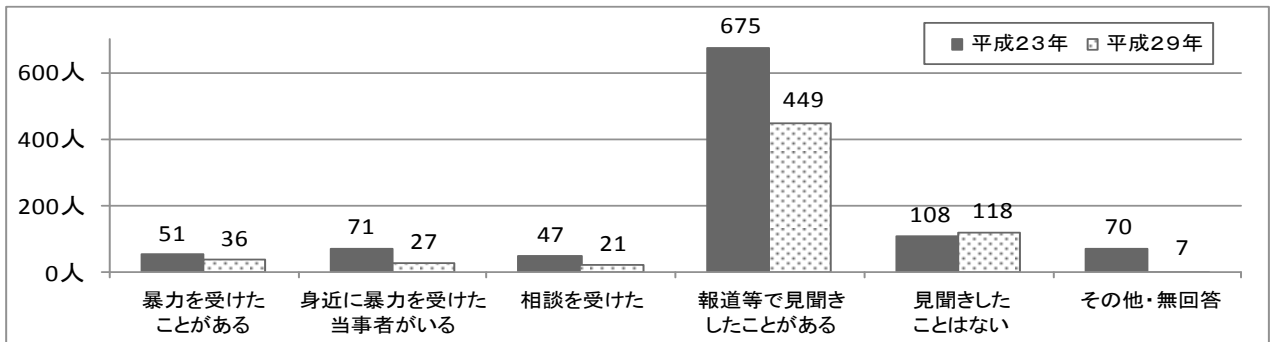
資料：矢板市男女共同参画に関するアンケート調査

- 子育て支援の充実のために、こども医療費助成、低年齢児保育・延長保育・病後児保育・障がい児保育などの多様なサービスや、ひとり親家庭に対する支援を行っています。また、ファミリーサポートセンターを開設し、子育て支援体制を拡充しています。
- 少子高齢化により、身近な問題となった介護支援の充実のために、パンフレットの配布や窓口でのきめ細かな対応を行っています。また、家族介護者のつどい「りんごの会」を開催しています。高齢者の単身世帯も増加傾向にあり、今後は、地域全体で高齢者を見守ることができる地域をつくる必要があります。

(4) 生涯にわたる男女の生活・健康・福祉環境の整備

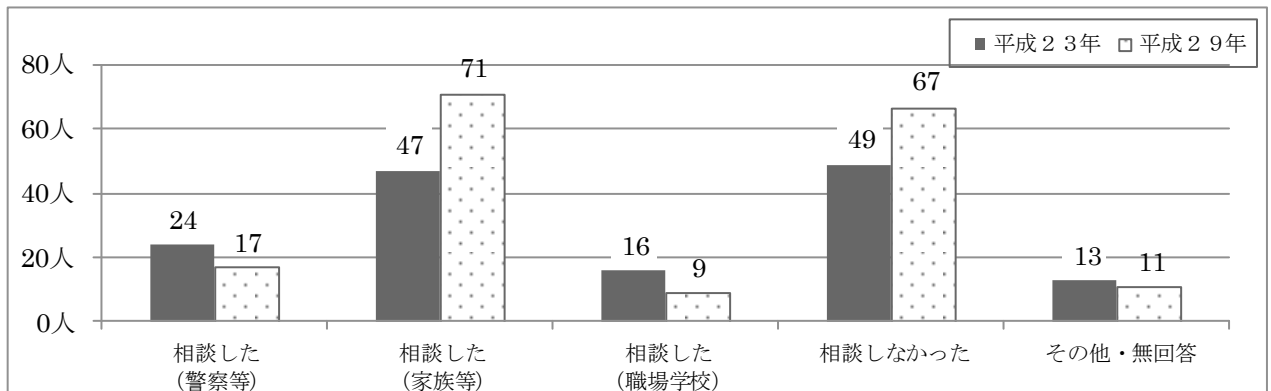
- 安心して子どもを産み、育てるための母性保護の充実のために、妊婦健診受診券の発行や、塩谷郡市医師会の協力による「塩谷地区おとな・こども夜間診療室」の開設をしています。今後は、制度の更なる周知や、各種事業のPRをしていく必要があります。
- 高齢期を迎えても社会に参画し続けていくために、健康に関する各種教室や生涯スポーツの推進をしています。今後は、今まで受講していない層の開拓のために、内容の工夫や広報活動を充実させる必要があります。
- ドメスティック・バイオレンス(以下「DV」とする。)の相談窓口を子ども課に置き、とちぎ男女共同参画センターと連携を図りながら、被害者支援を行っています。相談件数は減少傾向にありますが、身体的な暴力以外のものなど、表面化していない被害や、相談するほどのことではないといったDVに対する認識の低さがうかがえます。今後は相談窓口の周知を図るとともに、DVに対する正しい認識を広めるための啓発活動を行う必要があります。

○配偶者等による暴力について



資料：矢板市男女共同参画に関するアンケート調査

○暴力を受けたことがある場合：誰かに相談したか



資料：矢板市男女共同参画に関するアンケート調査

3 国・県の主な動き

(1) 国の動き

①「第4次男女共同参画基本計画」の策定

「男女共同参画社会基本法」に基づく、第4次男女共同参画基本計画を平成27年12月に閣議決定。10年後の目標と5年間に実施する施策の基本的な方向と具体的な取り組みをまとめる。

②「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の施行

女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付ける「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」を平成27年9月に施行。

③「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正

生活の根拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者に準じて法の適用対象とする「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」への改正。

④ 子ども・子育て支援法及び関連法の施行

新たな子ども・子育て支援のための包括的・一元的な制度を構築する「子ども・子育て支援法」及び関連法が平成27年4月に施行。

(2) 県の動き

①「とちぎ男女共同参画プラン（四期計画）」の策定

男女共同参画社会基本法に基づく「とちぎ男女共同参画プラン（四期計画）」を平成28年3月に策定。

② TOCHIGIで輝く☆「働くウーマン」プロジェクトの実施

働く女性が一層活躍できる環境づくりを進めるため、経済団体、金融機関、大学等と連携して、意識啓発や機運醸成とともに、働く女性の練ったワークづくりの支援等を行う「TOCHIGIで輝く☆「働くウーマン」プロジェクト」を開始。

③ 栃木県の女性活躍推進のための提言書の提出

栃木県女性活躍推進会議から、県における更なる女性の活躍推進に向けた提言である「栃木県の女性活躍推進のための提言書」が平成26年12月提出される。

④ 「女性の職業生活における活躍の推進に関する計画」の策定

女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として「女性の職業生活における活躍の推進に関する計画」を平成28年に策定。

第3章

計画の基本的な考え方

1 計画の基本目標

少子高齢化及び人口減少傾向並びにコミュニティ活動の衰退など社会構造や社会環境が変化していることを踏まえ、次の基本目標を設定し、家庭、地域、職場、学校など、あらゆる場で男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮することができるように、

「認め合い 分かちあい 補いあう 男女共同参画社会づくり」を行います。

また、この計画において、重点的に推進する9項目を施策の方向と位置づけ取り組みます。

基本目標1 男女共同参画の環境づくり～認めあい～（女性活躍推進計画） 施策の方向2

施策の方向 1 男女共同参画意識の醸成

男女共同参画社会への理解促進を図ります。

施策の方向 2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

様々な生活様式を選択できる社会環境の整備支援、啓発活動を実施します。

施策の方向 3 男女共同参画に関する教育・学習機会の充実

市民に対する学習機会の充実、学校教育、家庭教育の支援と充実を図ります。

基本目標2 男女共同参画の促進～分かちあい～（女性活躍推進計画） 施策の方向2

施策の方向 1 政策・方針決定の場への男女共同参画の促進

審議会等や管理職への登用など、政策方針決定の場へ女性の進出を推進します。

施策の方向 2 労働分野における男女共同参画の推進

性別によらない平等な雇用機会と待遇の実現、働きやすい職場環境の整備を実施します。

施策の方向 3 地域活動への男女共同参画の推進

広報活動や学習機会の提供を実施します。

基本目標3 人権の尊重と暴力の根絶～補いあう～（DV防止基本計画） 目標3全て

施策の方向 1 人権の尊重と健康づくりの推進

個人を尊重する意識啓発や人権についての学習機会の充実を図ります。

施策の方向 2 あらゆる暴力の根絶

あらゆる暴力を根絶するため、相談から支援まで実施します。

施策の方向 3 困難等を抱える女性等への支援

困難等を変える女性等を支援するため、環境整備を実施します。

計画推進 推進体制の機能を充実

市の推進体制の充実を図るとともに、各種団体同士の連携を深めます。

また、国や県、他市町村からの情報収集と、市からの情報提供を行い連携を図ります。

2 目標設定指標一覧（目標：2022年度末）

基本目標1 男女共同参画の環境づくり

目標設定指標	目標	担当課
1 男女の地位が平等になっていると感じている割合	50%	生涯学習課
2 矢板市男女共同参画計画の記事広報誌掲載回数	年2回	生涯学習課
3 市男女共同参画広報誌「ラポール」の発行回数	年2回	生涯学習課
4 「ワーク・ライフ・バランス」の認知度 ※1	60%	生涯学習課

基本目標2 男女共同参画の促進

目標設定指標	目標	担当課
1 審議会等委員に占める女性の割合	30%	各課
2 職員の管理職に占める女性の割合	30%	総務課
3 区長に占める女性の割合	10%	総務課
4 女性の教育委員の人数（定数5人）	2人	教育総務課
5 女性の農業委員の人数（定数15人）	4人	農業委員会

基本目標3 人権尊重と暴力の根絶

目標設定指標	目標	担当課
1 配偶者等からの暴力の相談窓口の認知度 ※2	70%	子ども課
2 DV防止法の認知度 ※3	70%	子ども課
3 マタニティマークの認知度 ※4	50%	子ども課
4 子宮頸がん検診、乳がん検診受診率	40%	健康増進課
5 認知症サポーター数	2400人	高齢対策課

補足説明（認知度は、市実施のアンケート調査結果）

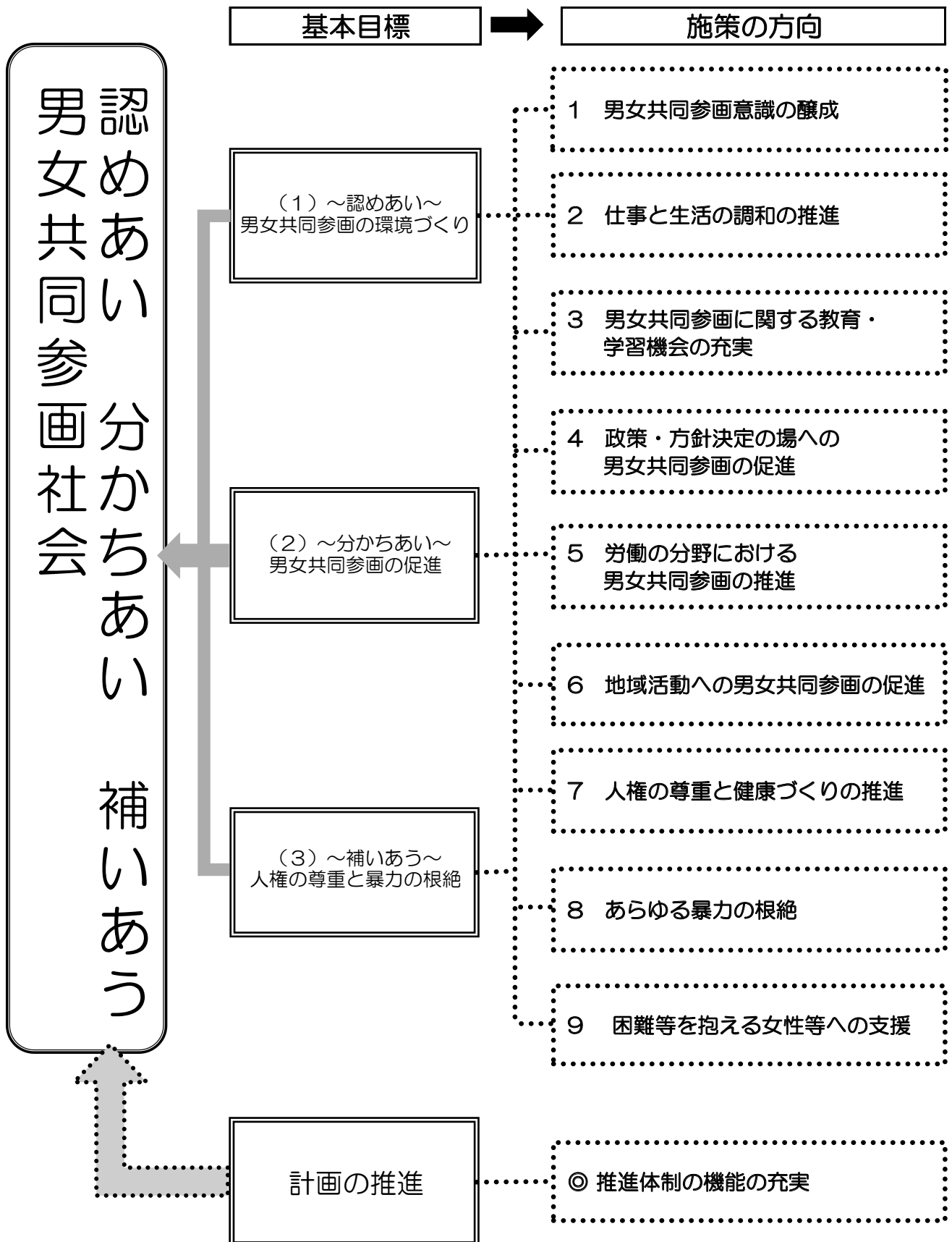
※1 「ワーク・ライフ・バランス」の意味を知っているか。

※2 相談窓口があることを知っているか。

※3 法律の内容を知っているか。

※4 マタニティマークの意味を知っているか。

2 計画の体系





施 策

- ①男女共同参画社会への理解促進
- ②男性の家事・子育て・介護等への参画促進

- ①様々な生活スタイルを選択できる社会環境の整備
- ②子育てや介護に対する社会的支援の充実

- ①地域における学習機会の充実
- ②男女共同参画に関する学校教育の充実・強化
- ③家庭教育の支援充実

- ①各種委員、管理職などへの女性登用の理解と促進
- ②女性の人材育成の促進

- ①男女の均等な雇用機会と待遇の確保
- ②女性が能力を発揮するための職場環境の整備促進

- ①地域活動への男女共同参画の推進
- ②地域活動とボランティア活動への支援等
- ③地域参画力の向上

- ①個人を尊重する意識の啓発
- ②生涯を通じた健康づくりの支援

- ①配偶者からの暴力被害者（DV被害者）等支援対策の推進
- ②あらゆる暴力の根絶に向けての意識啓発

- ①貧困に直面する女性等に対する支援
- ②その他困難を抱える女性等への支援

第4章 施策の展開

基本目標1

男女共同参画の環境づくり～認めあい～

施策の方向1 男女共同参画意識の醸成

- (1) 男女共同参画社会への理解促進
- (2) 男性の家事・子育て・介護等への参画促進

施策の方向2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

【女性活躍推進計画】

- (1) 様々な生活スタイルを選択できる社会環境の整備
- (2) 子育てや介護に対する社会的支援の充実

施策の方向3 男女共同参画に関する教育・学習機会の充実

- (1) 地域における学習機会の充実
- (2) 男女共同参画に関する学校教育の充実・強化
- (3) 家庭教育の支援充実

基本目標1

男女共同参画の環境づくり

施策の方向1 男女共同参画意識の醸成

男女共同参画とは「誰もが自分らしく生き生きと暮らせる社会」であり、男女がお互いを理解しあったうえで認めあい喜びあい責任も分かちあい補いあうことができる社会です。

しかし、アンケート調査によると、社会全体で平等と感じている市民は14%となっており、「男性優遇」と「どちらかといえば男性優遇」との回答を合わせると、71%となっています。

また、家事分担の公平感や、その時間についての回答を見ても、まだまだその大部分を女性が担っていることをうかがうことができます。

今後「誰もが自分らしく生き生きと暮らせる社会」を実現するためにも、男女共同参画の意識を広報、啓発する必要があります。

施策と主な取組

施策1－(1)

男女共同参画社会への理解促進

- 「広報やいた」や矢板市ホームページにおいて、男女共同参画への理解を深めるための啓発活動を積極的に行います。
- 市民対象の出前講座や職員対象の男女共同参画に関する研修を実施し理解を深めます。
- 男女共同参画に関する性別にとらわれない家庭内での役割分担の啓発を行います。
- 男女共同参画に関する広報紙の発行や講演会等を実施します。

具体的な施策	施策の内容	担当課
1 男女共同参画週間における普及啓発	男女共同参画週間（6月23日～29日）においてパネル展示等の普及啓発活動を行います。	生涯学習課
2 講演会の開催	男女共同参画啓発に関する講演会を開催します。（みんなのつどい等）	生涯学習課
3 啓発冊子の作成	男女共同参画行政広報紙「ラポール」を発行します。	生涯学習課
4 啓発講座の実施	市民対象の出前講座や職員研修を実施します。	生涯学習課
5 ホームページ等の活用による情報提供	矢板市ホームページや「やいこみゅ」で男女共同参画に関する情報を提供します。	生涯学習課
6 男女共同参画情報コーナーの充実	矢板市生涯学習館及び各公民館に男女共同参画情報コーナーを設置し、情報を提供します。	生涯学習課 各公民館

施策1－(2)

男性の家事・子育て・介護等への参画促進

- 男性の家事や育児への参加を促すために、男性を対象とした男女共同参画に関する講座を開催します。
- 家庭内での固定的な役割分担意識の解消のために、男性の家事や子育て、介護などの取り組み事例を広報・啓発していきます。

具体的な施策	施策の内容	担当課
1 家庭内の家事等の役割分担の見直し啓発	家庭内での固定的な役割分担意識の解消のために、様々な世代を対象として啓発を行います。	生涯学習課
2 父親の家事・育児参加の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・父親の家事や育児への参加を促すために、男性を対象とした男女共同参画に関する講座を開催します。 ・広報紙において、男性の様々な取り組みを紹介します。 	生涯学習課

基本目標1

男女共同参画の環境づくり

施策の方向2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

少子高齢化や晩婚化による人口減少、それによる経済環境の変化により、ワーク・ライフ・バランスの実現を図ることは、労働者個人のみならず、経営者や管理職にとっても重要となってきています。

家庭や地域、職場とのバランスのとれた生活の実現へ向けて、様々な生活環境に応じた働きやすい、ワーク・ライフ・バランスを実現しやすい雇用環境の整備が必要です。

さらに、現在女性が中心となっている、子育て、家事、介護について、男性も協力することや、社会全体で支える仕組み、その支援策の周知、充実といった環境づくりを行っていくことが必要です。



(マタニティマーク)

施策と主な取組

施策2－（1）

様々な生活スタイルを選択できる社会環境の整備

- ワーク・ライフ・バランスを推進するため、従来の役割分担意識の解消に向けた啓発活動や、取り組み事例の情報発信を行います。

具体的な施策	施策の内容	担当課
1 ワーク・ライフ・バランスの周知・啓発	ワーク・ライフ・バランスの考え方や効果についての啓発を図り、事業主、労働者の双方に対してその概念を広めます。	生涯学習課
2 育児・介護休業制度の普及・啓発	育児・介護休業制度の周知・徹底を図るために、ポスターの掲示やリーフレットの配布を行います。特に男性の育児休業取得率の向上のために、事業主・労働者双方に啓発を図ります。	商工観光課 生涯学習課
3 事業主へ働き方の見直しの啓発	事業主等に対して、長時間労働の抑制や、男性の仕事中心の生活に対する見直しの啓発を図ります。	生涯学習課
4 相談窓口の周知	労働者に対して、リーフレット等により、仕事と生活の調和に関する相談窓口の周知を行います。	商工観光課 生涯学習課

施策2－（2）

子育てや介護に対する社会的支援の充実

- 未就学の子どもを持つ保護者のニーズを注視するとともに、様々な働き方をサポートできる幼児期の教育、保育サービスを充実させ、子育てと仕事の両立のための支援を行います。
- 必要に応じて、放課後子ども教室などの地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を行います。
- 介護サービス供給基盤の整備や質の向上を支援するとともに、地域で協力体制を促すことで、介護を社会全体で支援する環境づくりを行います。
- 育児・介護休業制度に対する認識は広まっていますが、依然として出産・育児により就業を断念せざるを得ない女性がいるため、一層の周知と定着を図ります。また、男性の制度利用の促進や、事業主へ働き方の見直し啓発を図ります。

- 仕事や家庭生活を充実させるためには、子育てや介護に対する支援が必要な場面があります。子育て世代や介護者のニーズを把握し、サービスを提供するとともに、必要とする人に必要な支援がスムーズに行える体制を整えます。

具体的な施策	施策の内容	担当課
1 こども医療費助成の実施	子どもの医療費を助成し、子どもの健康向上や病気の早期発見につなげます。	子ども課
2 保育サービスの充実	低年齢児保育、延長保育、病後児保育、一時保育、障がい児保育を実施し、多様なニーズに応えた保育サービスを提供します。	子ども課
3 ファミリーサポートセンター事業推進	ファミリーサポートセンターを設置し、地域全体で子育て家庭を支援していきます。また、会員等に対する交流会、研修会を開催します。	子ども課
4 赤ちゃんの駅整備事業	乳幼児を連れた保護者が外出しやすい環境を整えるために、市内に「赤ちゃんの駅」を設置するとともに、その周知を図ります。	子ども課
5 ひとり親家庭の支援	ひとり親家庭の精神的・経済的支援のため、母子・父子自立支援員兼婦人相談員の設置、児童扶養手当・遺児手当等の支給、ひとり親家庭医療費助成を行います。	子ども課
6 介護サービスの周知・啓発	介護保険サービスの制度の周知を図るとともに、窓口において利用手続き等の説明を行います。	高齢対策課
7 在宅介護者の支援	・看護師による訪問指導を行い、介護者への助言を行います。 ・家族介護者のつどい「りんごの会」を開催し、交流会や情報交換を行います。	高齢対策課
8 障がい福祉サービスの充実	障がい福祉サービスの制度の周知を図るとともに、窓口において利用手続き等の説明を行います。	社会福祉課

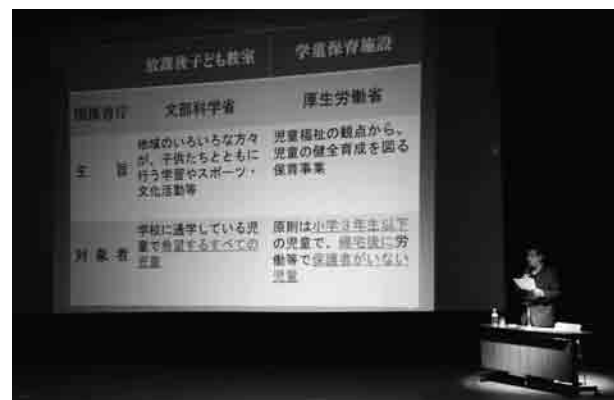
基本目標1

男女共同参画の環境づくり

施策の方向3 男女共同参画に関する教育・学習機会の充実

人の価値観や意識は、家庭、学校、地域社会で形成されていくことから、あらゆる場面での男女共同参画意識の醸成へ向けた教育を行ってまいります。

また、成長段階などあらゆる年代において、男女共同参画を学ぶことができる学習環境を整備します。



(やいたみんなのつどい)

施策と主な取組

施策3－（1）

地域における学習機会の充実

- 男女共同参画に関する学習機会として、多様な講座や講演会を実施します。
- 国や県、各種団体が実施する研修会等の情報提供に努めます。

具体的な施策	施策の内容	担当課
1 やいたみんなのつどいの開催	男女共同参画社会実現のための講演会を開催します。老若男女問わず参加を促すことができるテーマの設定、日時の工夫を行います。	生涯学習課
2 出前講座の開催	男女共同参画啓発活動団体“グループあい”や行政職員による出前講座を実施します。	生涯学習課
3 公民館講座の開催	矢板、泉、片岡公民館で様々な世代を対象とした講座を開催します。また、講座の中に男女共同参画や人権に関するテーマを取り入れます。	生涯学習課 各公民館

施策3－（2）

男女共同参画に関する学校教育の充実・強化

- 児童や生徒が、性別による役割分担意識を持たないよう、男女平等の教育を行います。
- 固定観念にとらわれない様々な生き方ができるよう、男女共同参画に関する教育を行います。

具体的な施策	施策の内容	担当課
1 人権教育の充実	栃木県や矢板市の人権教育基本方針を踏まえ、人権教育に積極的に取り組みます。	教育総務課 生涯学習課
2 教職員の指導力の向上	教職員自身の人権感覚、人権意識の醸成のための校内研修や、教育委員会主催研修の充実を図ります。	教育総務課
3 道徳教育・保健体育の充実	道徳・保健体育の指導計画に「人権尊重や男女平等」、「性に関する題材」を位置付け、指導の充実を図ります。	教育総務課
4 キャリア教育・進路指導の充実	女性の社会参加や地位向上についての認識をもった勤労・職業への意識の育成を図り、性別の枠にとらわれない進路を拡充します。	教育総務課
5 中学生海外体験研修事業の実施	異文化への理解を深め、国際感覚を身に付けるために、中学生の英語圏派遣を実施します。	教育総務課

施策3－（3）

家庭教育の支援充実

- 核家族化による子育てに関する学習機会の減少を解消するため、子育てについて学ぶ機会の充実を図ります。
- 家庭における男女共同参画を推進するため、研修を実施します。
- 家庭における男女共同参画の実例や講演会などの情報提供に努めます。

具体的な施策	施策の内容	担当課
1 家庭教育学級・家庭教育講演会の開催	・各地域で参加者を募り、家庭教育学級を開催し、子育てについて学ぶとともに親同士のネットワークづくりを行います。 ・保護者を対象とした家庭教育講演会を矢板、泉、片岡公民館合同で開催します。	各公民館
2 幼児教育学級の開催	未就学児と保護者を対象として幼児教育学級を開催し、子育ての情報交換や心と身体のリフレッシュを図ります。	矢板公民館
3 家庭教育オピニオンリーダーの育成	栃木県で開催される家庭教育オピニオンリーダー研修への参加者の推薦、研修終了者のフォローアップを行います。	生涯学習課
4 子育て学習講座の開催	就学時健康診断の際、保護者を対象に子育て講座を開催し、子育てに関する相談や、情報提供、仲間づくりを行います。	生涯学習課
5 親学習プログラム指導者の育成	栃木県で開催される親学習プログラム指導者研修への参加者を推薦し、指導者の育成及び人材の確保に努めます。	生涯学習課



（就学時健康診断時啓発活動）



（子育て学習講座）

第4章 施策の展開

基本目標2

男女共同参画の促進～分かちあい～

施策の方向1 政策・方針決定の場への男女共同参画の促進

- (1) 各種委員、管理職などへの女性登用の理解と促進
- (2) 女性の人材育成の促進

施策の方向2 労働分野における男女共同参画の推進

【女性活躍推進計画】

- (1) 男女の均等な雇用機会と待遇の確保
- (2) 女性が能力を発揮するための職場環境の整備促進

施策の方向3 地域活動への男女共同参画の推進

- (1) 地域活動への男女共同参画の推進
- (2) 地域活動とボランティア活動への支援等
- (3) 地域参画力の向上

基本目標2

男女共同参画の促進

施策の方向1 政策・方針決定の場への男女共同参画の促進

男女共同参画を実現することに、社会の活力を高めるためには、性別や人種等にとらわれることなく、様々な人材を登用し、様々な立場の意見を取り入れることが必要です。

そのため、まず市では審議会、委員会等の委員への女性の積極的な登用や、管理職における女性の割合の増加をはじめ具体的な活動を促進させていきます。

さらに、自らの意思で、それぞれの分野に参画できる学習機会の提供やその情報提供を行います。



(女性団体連絡協議会 研修会)

施策と主な取組

施策1－(1)

各種委員、管理職などへの女性登用の理解と促進

- 政策・方針決定の場における男性中心の委員構成を見直し、女性の積極的な参画の推進を図ります。
- 男女共に、各種委員等へ女性が参画することへの抵抗感をなくす取り組みに努めます。

具体的な施策	施策の内容	担当課
1 市の各種委員会や審議会等への女性の登用促進	各種委員会への選出方法の見直しや、公募委員の導入を行い、女性委員比率の向上を図ります。	各課
2 区長会等役員への女性の積極的な登用	行政区の方針決定の場に女性の意見を反映させるために、女性の登用を働きかけます。	総務課
3 女性の登用・活用の推進	・性別にとらわれずに個々の能力・適正を把握し、幅広い人員配置や女性の管理職への登用を行います。 ・事業主に対し、女性の職域の拡大についての啓発や、情報提供に努めます。	総務課 商工観光課 生涯学習課

施策1－(2)

女性の人材育成の促進

- 地域リーダーとなる人材に、自信をもって活動するため、スキルアップの学習機会や情報提供を行います。
- 女性団体等の支援育成を図り、新たな人材の発掘・育成に努めます。

具体的な施策	施策の内容	担当課
1 各種指導者養成講座の開催	指導者養成のための講座の開催や、栃木県で開催される各種講座への参加促進を行います。	生涯学習課 各公民館
2 女性団体の支援・育成	矢板市女性団体連絡協議会の活動支援を行い、地域で活躍する女性の育成に努めます。	生涯学習課

基本目標2

男女共同参画の促進

施策の方向2 労働分野における男女共同参画の推進

【女性活躍推進計画】

「誰もが自分らしく生き生きと暮らせる社会」の実現には、性別の区別なく、その個性や能力を十分に発揮できる職場環境が必要です。

しかし、女性にとっての職場環境は、結婚、妊娠、出産、子育て、などにより就業率が低下し、非正規雇用となる場合が多いなど、課題が多く残っています。

その課題を解決するため、均等な雇用機会の確保や職場環境の整備などに取り組んでいきます。

施策と主な取組

施策2－（1）

男女の均等な雇用機会と待遇の確保

- 関係機関と連携しながら、事業主や労働者に対して、研修や広報紙により、男女雇用機会均等法の周知や、趣旨、内容理解を深めるための取り組みを行います。
- 妊娠出産を理由に不利益を受けず、継続的に就労できる環境づくりを推進します。

具体的な施策	施策の内容	担当課
1 男女雇用機会均等法の周知徹底	ポスターの掲示やリーフレットの配布、矢板市ホームページによる制度の普及啓発を図ります。	商工観光課
2 事業主への各種支援制度の情報提供	事業主に対し、仕事と生活の調和を図ることの重要性についての啓発・情報提供を行います。	商工観光課 生涯学習課
3 女性の登用・活用の推進【再掲】	事業主に対し、女性の職域の拡大についての啓発や、情報提供に努めます。	商工観光課 生涯学習課
4 求人情報の提供及び就業支援	窓口以求人情報等を置き、雇用情報の提供を図ります。	商工観光課
5 労働環境の改善促進	事業主に対し、長時間労働の抑制や、男性の仕事中心のライフスタイルなど働き方の見直しについて啓発を行います。	商工観光課

施策2－（2）

女性が能力を発揮するための職場環境の整備促進

- 女性が職場において能力を発揮できる環境をつくるために、固定的な性別役割分担意識の解消に向け、講習会等を実施します。
- セクシュアル・ハラスメントやマタニティハラスメント、パワーハラスメントなどの防止のため、広報紙等により、労使双方に啓発活動を行います。

具体的な施策	施策の内容	担当課
1 職場における固定的性別役割分担意識の解消に向けた啓発	職場における固定的性別役割分担意識を解消するために、事業主への働きかけを行います。	商工観光課 生涯学習課
2 セクシュアル・ハラスメント防止の啓発	職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止のため、矢板市の広報紙、ホームページによる労使双方に対する啓発を行います。	商工観光課 生涯学習課
3 女性企業家の育成・支援	農林業、自営業等における男女共同参画の啓発を行い、女性の経営参画を推進します。	商工観光課 農林課
4 農業経営改善計画相談会の開催	農業経営改善計画相談会を行い、男女共同参画の視点にたった指導・助言を行います。	農林課
5 女性の再就職・再雇用のための支援	出産・育児・介護等を理由に退職し、働く意欲のある女性の再就職のための支援を行います。	商工観光課 生涯学習課

基本目標2

男女共同参画の促進

施策の方向3 地域活動への男女共同参画の推進

少子高齢化や核家族化が進む中、地域コミュニティの維持や地域内の連携を強め、豊かな生活を送るためには、男女共同参画の実現が必要です。

そのため、地域活動への男女共同参画を推進する施策として、広報活動や学習機会の提供など実施します。



(ふるさと創年大学)



(秋祭りを楽しもう)

施策と主な取組

施策3－（1）

地域活動への男女共同参画の推進

- 固定的性別役割分担意識を解消するため、広報紙等により地域活動団体へ啓発します。
- 様々なボランティア活動や各種団体について情報発信を行い、参加促進を図ります。

具体的な施策	施策の内容	担当課
1 やいたみんなのつどいの開催 【再掲】	男女共同参画社会実現のための講演会を開催します。老若男女問わず参加を促すことができるテーマの設定、日時の工夫を行います。	生涯学習課
2 出前講座の開催 【再掲】	男女共同参画啓発活動団体“グループあい”や行政職員による出前講座を実施します。	生涯学習課
3 公民館講座の開催 【再掲】	矢板、泉、片岡公民館で様々な世代を対象とした講座を開催します。また、講座の中に男女共同参画や人権に関するテーマを取り入れます。	生涯学習課 各公民館

施策3－（2）

地域活動とボランティア活動への支援等

- 地域活動やボランティア活動における男女共同参画促進のため、支援等を行います。
- 地域活動やボランティア活動に参加促進を図るため、情報提供を行います。

具体的な施策	施策の内容	担当課
1 地域活動への参加促進	・自治会、育成会、シニアクラブなどの活動や、サークル活動、防犯活動といった様々な地域活動に対する助言や各種団体の支援を行います。 ・「生涯学習情報誌・まなび」による情報提供を行います。	各課 生涯学習課
2 ボランティア、ボランティアリーダーの養成	きずな館等を活用したボランティアの交流、ボランティア支援センター機能の充実を図り、団体相互の連携を深めます。	生涯学習課 社会福祉協議会
3 わいわいバンク・学校支援ボランティアの整備・育成	市民自らが学校や市民の要請に応じてボランティア講師となる「わいわいバンク」、「学校支援ボランティア」への登録促進、登録者のスキルアップ支援を行います。	生涯学習課

施策3－（3）

地域参画力の向上

- 地域住民が自ら生活を営む地域に関して積極的にかかわりを持とうとするものの考え方や効果について、研修会や広報紙により普及啓発します。
- 誇りや愛着を持つことができる地域社会を築くため、地域コミュニティの育成を支援します。
- 効果的な活動となるよう、地域コミュニティ育成のための各種制度や他地域での事例について情報提供に努めます。

具体的な施策	施策の内容	担当課
1 ふるさと大学の開催	ふるさと創年大学等を開催し、地域参画やまちづくりに対する学習機会の場を設けます。	生涯学習課
2 地域活動の機会充実	各種まちづくり活動やイベントの開催や支援を行い、地域活動や自治公民館活動を主体的に取り組める環境を整えます。	生涯学習課 各公民館
3 行政区への加入促進	転入者等を対象に、「行政区加入のご案内」チラシの配布を行い、加入促進を図ります。	総務課
4 地域コミュニティ支援	自立したコミュニティ活動のための支援を行います。	生涯学習課
5 公民館活動の充実	コミュニティ活動の集会場所の提供や、様々な講座等の開催による学習機会の提供を行います。	各公民館
6 心の教育推進事業の実施	地域で昔から行われている行事を拡充し、世代間の交流を図るための助言や支援を行います。	生涯学習課
7 自主防災組織事業の普及・啓発	市民自らが地域の防災対策確立に向けた組織を編成することに対し、専門的な指導や助言を行います。	総務課

第4章 施策の展開

基本目標3

人権の尊重と暴力の根絶～補いあう～

【DV防止基本計画】

施策の方向1 人権の尊重と健康づくりの推進

- (1) 個人を尊重する意識の啓発
- (2) 生涯を通じた健康づくりの支援

施策の方向2 あらゆる暴力の根絶

- (1) 配偶者からの暴力被害者（DV被害者）等支援対策の推進
- (2) あらゆる暴力の根絶に向けての意識啓発

施策の方向3 困難等を抱える女性等への支援

- (1) 貧困に直面する女性等に対する支援
- (2) その他困難を抱える女性等への支援

基本目標3

人権の尊重と暴力の根絶

施策の方向1 人権の尊重と健康づくりの推進

「男女共同参画社会」の実現には、男女がお互いのことを理解し合い、性別や性的指向、思想等による差別的な扱いを受けることなく、個人として人権が尊重されることが重要です。

そのことを実現させるため、個人を尊重する研修等の啓発活動を充実させていきます。

また、自分らしく生き生きと暮らすためには、心身ともに健康である必要があります。

その健康づくりを支援するため、情報発信や健康づくり事業の充実を図ります。

施策と主な取組

施策1－(1)

個人を尊重する意識の啓発

- 個人を尊重する意識の啓発を図るために、人権に関する研修会、講演会を実施します。
- 人権に関する理解を深めるため、人権啓発パンフレット等を配付します。
- 問題を抱える人に対する早期対応、支援のため相談事業を充実させます。

具体的な施策	施策の内容	担当課
1 出前講座の実施 【再掲】	男女共同参画啓発活動団体“グループあい”や行政職員による出前講座を実施します。	生涯学習課
2 人権に関する講座、講演会の情報提供	県内各地で行われる人権に関する講座や講演会の情報をとりまとめ、発信します。	くらし安全環境課 生涯学習課
3 人権相談事業	人権擁護委員による人権相談を実施し、状況に応じた助言や情報提供を行います。	くらし安全環境課
4 学校における個に応じた指導の充実	一人ひとりのよさや可能性を重視した指導や支援を実施し、教育の充実を図ります。	教育総務課
5 障害者差別解消法の理解・啓発の推進	障がい者差別解消支援地域協議会を設置し、障がい者への差別の解消に関する理解・啓発の推進を図ります。	社会福祉課



(人権学習人形劇鑑賞)



(人権演劇鑑賞)

施策1－(2)

生涯を通じた健康づくりの支援

- 生きがいをもった人生を送るために、生涯スポーツを推進し、体力の増進や仲間づくりの支援を行います。
- 健康づくりに関する情報を気軽に入手できるよう、情報誌の発行等を行います。

具体的な施策	施策の内容	担当課
1 生涯スポーツの推進	・各種教室の委託開催、スポーツカレッジの開催により、健康づくり、仲間づくりの場を提供します。 ・「生涯学習情報誌・まなび」による情報提供を行います。	生涯学習課
2 矢板すこやか体操の普及	矢板市民体育祭やシルバースポーツ大会など、多くの市民が集まる事業を活用し、普及に努めます。	健康増進課
3 いきいき体操教室の開催	高齢者を対象とした、いきいき体操教室を要請に応じて開催し、健康づくりを支援します。	高齢対策課 生涯学習課
4 各種健康教室の開催	ウォーキング教室・健康運動教室、病態別の健康教室等を継続的に実施します。	健康増進課
5 健康栄養相談	運動や食事等の食生活に関する相談を継続的に実施します。	健康増進課



(矢板すこやか体操)



(いきいき体操)

基本目標3

人権の尊重と暴力の根絶

施策の方向2 あらゆる暴力の根絶

男女が平等でお互いを尊重し対等な関係を進める「男女共同参画社会」を実現させるためには、女性等に対するあらゆる暴力の根絶が必要不可欠となります。

そこで、配偶者からの暴力被害者等の支援体制の充実を図るとともに、支援対策を実施します。

施策と主な取組

施策2－（1）

配偶者からの暴力被害者（DV被害者）等支援対策の推進

- DV被害者等の支援のため、相談体制の充実を図ります。
- 危険な状況の被害者を保護し、安全な生活場所の提供等自立支援を行います。
- 民間支援団体や関係機関との連携を強化し、被害者へのきめ細やかな対応に努めます。

具体的な施策	施策の内容	担当課
1 DV被害者に対する相談窓口の充実	子ども課に婦人相談員を配置し、被害者からの各種相談に応じ、状況に応じた助言や情報提供を行います。	子ども課
2 DV被害者の安全確保と自立支援の充実	DV被害者の安全確保のため、一時保護や民間シェルターへの入所を支援し、その後の自立支援を行います。	子ども課
3 関係機関との連携強化	とちぎ男女共同参画センターや民間支援団体などの関係機関との連携を強化し、DV被害者へのきめ細やかな対応に努めます。	子ども課
4 人権相談事業	人権擁護委員による人権相談を実施し、状況に応じた助言や情報提供を行います。	くらし安全環境課
5 住民基本台帳事務におけるDV等支援措置	DV等被害者の方を保護するため、住民票の写し等の交付等について、不当な目的により利用されることを防止します。	市民課

【用語解説】

「ドメスティック・バイオレンス（DV）」とは

英語の「domestic violence」をカタカナで表記したものです。「ドメスティック・バイオレンス」の用語については、明確な定義はありませんが、日本では「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあったものから振るわれる暴力」という意味で使用されることが多いです。

「民間シェルター」とは

民間団体によって運営されている暴力を受けた被害者が緊急一時的に避難できる施設です。現在民間シェルターでは、被害者の一時保護に止まらず、相談への対応、被害者の自立へ向けたサポートなど、被害者に対する様々な援助を行っています。

（出典：内閣府男女共同参画局）

施策2－(2)

あらゆる暴力の根絶に向けての意識啓発の推進

- DVの防止など、あらゆる暴力の根絶に向けた啓発活動を行います。

具体的な施策	施策の内容	担当課
1 DV防止に関する啓発活動	ポスターの掲示やリーフレットの配布により、DVが重大な人権侵害であり犯罪であるという認識の啓発を行います。	子ども課 くらし安全環境課 生涯学習課
2 「女性に対する暴力をなくす運動」の推進	「女性に対する暴力をなくす運動」の期間(11月12日～25日)において普及啓発活動を行います。	子ども課 生涯学習課
3 児童虐待防止啓発事業	子ども課に、家庭相談員・育児支援家庭訪問支援員を配置し、各種相談に応じるとともに支援を行います。	子ども課
4 障がい者虐待防止啓発事業	社会福祉課に、虐待防止専門員を配置し、住民及び関係者への周知を図るとともに、虐待に関する相談指導助言等を行います。	社会福祉課
5 出前講座の実施【再掲】	男女共同参画啓発活動団体“グループあい”や行政職員による出前講座を実施します。	生涯学習課
6 人権に関する講座、講演会の情報提供	県内各地で行われる人権に関する講座や講演会の情報をとりまとめ、発信します。	くらし安全環境課 生涯学習課



基本目標3

人権の尊重と暴力の根絶

施策の方向3 困難等を抱える女性等への支援

単身世帯、ひとり親世帯等の増加や雇用・就業構造の変化などにより、貧困など経済上の困難に直面して生活している女性等が増えてきています。

また、高齢者、障がい者、外国人等は、厳しい生活環境となる場合があります。特に、女性においては、現在の社会環境により、複合的な問題でより一層厳しい立場となる場合があります。

そのような困難を抱える女性等を支援するため、支援体制を充実させるとともに、支援対策もきめ細かなものとしていきます。

さらに、支援を必要とする人への周知活動も実施します。

施策と主な取組

施策3- (1)

貧困に直面する女性等に対する支援

- ひとり親家庭など生活上の困難に直面する男女に対し、安全で安心な生活環境の確保に向けた支援を行います。

具体的な施策	施策の内容	担当課
1 ファミリーサポートセンター事業の利用促進	ファミリーサポートセンター事業の事業周知を図り、母子、父子を支援できる体制を整えます。	子ども課
2 ひとり親家庭就労支援事業	母子家庭の母及び父子家庭の父が教育訓練講座を受講した場合に、受講に要した経費の一部を支給します。	子ども課
3 ひとり親家庭医療費助成事業	18歳の年度末までの児童を養育しているひとり親家庭に対して、医療機関で支払った医療費を助成します。	子ども課
4 児童扶養手当支給事業	18歳の年度末までの児童を養育しているひとり親家庭に対し、家庭の生活の安定と自立を促進するため、手当を支給します。	子ども課
5 母子父子寡婦福祉貸付事業	母子・父子・寡婦家庭の親及び子どもに対し、事業・生活・住宅・修学資金等の低金利貸付を行います。	子ども課
6 ひとり親家庭相談事業	ひとり親家庭の悩みを解決するため、母子・父子自立支援員等による相談を実施します。	子ども課
7 公営住宅入居の推進	ひとり親家庭が民間賃貸住宅より、低廉な公営住宅に入居することによって、住宅費の負担軽減を図ります。	建設課
8 就学援助事業	小・中学校に在学している要保護及び準要保護児童生徒に対して、学用品費、給食費等の費用を援助します。	教育総務課
9 奨学金貸与事業	矢板市育英会が、選考した高校生、専門学校生、大学生、大学院生に対して、奨学金の貸与を行います。	教育総務課

施策3－（2）

その他困難を抱える女性等への支援

- 様々な家庭状況に応じて支援するため、相談体制を充実させます。
- 教育・保育及び子育て支援サービスの充実に努めます。

具体的な施策	施策の内容	担当課
1 こんにちは赤ちゃん事業	生後2か月から4か月までの乳児のいる全家庭に保健師が訪問し、育児相談を実施し、必要に応じて育児支援家庭訪問支援員の支援につなげます。	子ども課
2 低年齢児保育の充実	産休明けや育児休業明けをはじめ、必要な時に保育所（園）に入所（園）できるよう、低年齢児（0～2歳）の受け入れ環境を整えます。	子ども課
3 妊産婦及び乳幼児の訪問	妊産婦の心身の健康維持を図るため、必要に応じて保健師が妊産婦に対して訪問での相談を行います。	子ども課
4 こども医療費助成の実施【再掲】	子どもの医療費を助成し、子どもの健康向上や病気の早期発見につなげます。	子ども課
5 赤ちゃんの駅整備事業【再掲】	乳幼児を連れた保護者が外出しやすい環境を整えるために、市内に「赤ちゃんの駅」を設置するとともに、その周知を図ります。	子ども課
6 ファミリーサポートセンター事業推進【再掲】	ファミリーサポートセンターを設置し、地域全体で子育て家庭を支援していきます。また、会員等に対する交流会、研修会を開催します。	子ども課
7 DV被害者に対する相談窓口の充実【再掲】	子ども課に婦人相談員を配置し、被害者からの各種相談に応じ、状況に応じた助言や情報提供を行います。	子ども課
8 DV被害者の安全確保と自立支援の充実【再掲】	DV被害者の安全確保のため、一時保護や民間シェルターへの入所を支援し、その後の自立支援を行います。	子ども課
9 関係機関との連携強化【再掲】	とちぎ男女共同参画センターや民間支援団体などの関係機関との連携を強化し、DV被害者へのきめ細やかな対応に努めます。	子ども課
10 生活困窮者支援事業（学習支援）	生活困窮者に対する子どもの学習支援を実施します。	社会福祉課
11 女性の再就職・再雇用のための支援【再掲】	出産・育児・介護等を理由に退職し、働く意欲のある女性の再就職のための支援を行います。	商工観光課 生涯学習課

計画の推進

市の推進体制の充実

- すべての職員が男女共同参画社会の実現をめざして職務にあたるよう、職員に対する意識啓発を行うとともに、庁内の推進体制の充実を図ります。また、計画の分析評価を実施し、施策の見直し・改善を図ります。

具体的な施策	施策の内容	担当課
1 男女共同参画社会づくり推進本部の機能充実	男女共同参画に関する施策を総合的に推進するため、「矢板市男女共同参画社会づくり推進本部」を中心に、庁内関係各課が連携を強化するとともに、男女共同参画の意識をあらゆる施策に反映させます。	生涯学習課 各課
2 男女共同参画社会実現のための職場づくりと女性活躍の推進	男女共同参画社会の実現へ向けた職場づくりと、女性活躍の推進に取り組みます。	各課
3 計画の見直し・改善	男女共同参画計画の分析と評価をするとともに、必要に応じて、施策の見直し・改善を図ります。	生涯学習課

国、県及び他市町との連携並びに情報の収集と提供

- 計画の推進にあたり、国、県及び他市町との連携を図り、最新の情報や先進事例について積極的に情報を収集します。また、市からも情報を積極的に発信し、相互理解に努め、つながりを強化します。

具体的な施策	施策の内容	担当課
1 国、県及び他市町からの情報の収集	・国や県からの情報を収集し、男女共同参画に関する動向の理解に努めます。 ・他市町の計画策定や具体的な施策に関する情報を収集・分析するとともに、連携を図ります。	生涯学習課
2 情報の提供	市の施策、具体的な事例等の情報を県や他市町に積極的に発信し、連携を図ります。	生涯学習課
3 男女共同参画情報コーナーの充実【再掲】	矢板市生涯学習館及び矢板、泉、片岡公民館に男女共同参画情報コーナーを設置し、情報を提供します。	生涯学習課

参考資料

- 1-1 主な相談・問合せ電話（国・警察等）
- 1-2 主な相談・問合せ電話（県・市・民間）
- 2 関係法令等
- 3 矢板市男女共同参画計画策定委員会委員名簿
- 4 矢板市男女共同参画社会づくり推進本部設置要綱
- 5 矢板市男女共同参画計画策定委員会設置要綱

1-1 主な相談・問合せ電話（国・警察等）

（※相談は無料、秘密は守られます）

相談先	番号
相談先の内容	
1 警察相談専用電話	#9110
110番通報をするほど緊急性のない相談に対応するため、全国統一の相談電話です。電話をかけると、発信地を管轄する警察本部等に設置された警察相談専用電話に、自動的に接続されます。	
2 DV相談ナビ	0570-0-55210
配偶者や恋人からの暴力に悩んでいることを、どこに相談すればよいかわからないという被害者に、相談機関を案内するサービスです。発信地の情報から、最寄りの相談機関に電話が自動転送され、直接相談することができます。 固定電話からだけでなく、携帯電話やPHS、公衆電話からも利用することができます。（ただし、一部のIP電話からは利用できません。）	
3 女性の人権ホットライン	0570-070-810 （平日8時30分から17時15分）
女性の人権ホットラインとは、夫やパートナーからの暴力、職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為といった女性を巡る様々な人権問題についての相談（性的画像を含むインターネット上の人権侵害情報に関する相談も含む）を受け付ける専用電話相談窓口です。相談は、全国の法務局・地方法務局において、女性の人権問題に詳しい法務局職員または人権擁護委員が対応します。 全国どこからでもつながります。（ただし、PHS及びIP電話からは接続できません。）	
4 法テラス・サポートダイヤル （犯罪被害者支援ダイヤル）	0570-079714 （平日9時から21時） （土曜9時から17時） IP電話は、03-6745-5601
法テラスでは、交際相手からの暴力やストーカー被害など、犯罪被害にあわれた方の法的トラブルの解決に役立つ適切な法制度や相談窓口を、オペレーターが紹介しています。 メールによるお問い合わせは、法テラス・ホームページ（ http://www.houterasu.or.jp ）で24時間受け付けています。	

1-2 主な相談・問合せ電話（県・市・民間）

（※相談は無料、秘密は守られます）

DV被害等に関する相談先（市・県・民間）	番号（相談時間）
1 市相談窓口 子ども課	0287-44-3600 （平日8時30分～17時）
2 県相談窓口 とちぎ男女共同参画センター	028-665-8720 （平日9時～20時） （土日9時～16時）
4 県相談窓口 とちぎ性暴力被害者サポートセンター とちエール	028-678-8200 （平日9時～17時30分） （土曜9時～12時30分）
3 民間相談窓口 認定NPO法人ウイメンズハウスとちぎ	028-621-9993 （平日9時～17時）
4 民間相談窓口 認定NPO法人サバイバルネット・ライフ	0285-24-5192 （平日10時～16時）

2 関係法令等

法令等	発行日または公布日
女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	昭和60年（批准）
男女共同参画社会基本法	平成11年7月16日 法律第78号
売春防止法	昭和31年 法律第118号
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	平成12年4月13日 法律第31号
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	平成27年9月4日 法律第64号
栃木県男女共同参画推進条例	平成14年12月27日 栃木県条例第58号
矢板市男女共同参画社会づくり推進本部設置要綱	平成17年4月1日
矢板市男女共同参画計画策定委員会設置要綱	平成19年3月29日

3 矢板市男女共同参画計画策定委員会委員名簿

No.	区分	委員名	備考
1	家庭関係	大柿 弘子	家庭教育オピニオンリーダー
2	家庭関係	佐藤 賢一	矢板市PTA連絡協議会
3	家庭関係	鈴木 一弘	矢板市保育所（園）保護者会連合会
4	学校・教育関係	黒川 保二	矢板市小中学校長会
5	学校・教育関係	中嶋 加代子	矢板市社会教育委員
6	職場関係	加藤 久美子	矢板公共職業安定所
7	職場関係	大畠 明人	連合栃木那須地域協議会
8	職場関係	鈴木 章仁	矢板市商工会青年部
9	職場関係	小野崎 多美子	JAしおのや矢板地区女性会
10	地域関係	藤田 一夫	大田原人権擁護委員協議会矢板部会
11	地域関係	長塩 典子	矢板市シニアクラブ連合会女性部会
12	地域関係	森本 金一	矢板市区長会
13	地域関係	君島 里美	矢板市女性団体連絡協議会
14	地域関係	三好 東子	矢板市男女共同参画啓発活動団体 “グループあい”
15	地域関係	小野崎 哲子	公募委員
16	地域関係	三好 良重	公募委員

4 矢板市男女共同参画社会づくり推進本部設置要綱

(設置)

第1条 男女共同参画社会づくりの総合的かつ効果的な推進とその普及を図るため、矢板市男女共同参画社会づくり推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 男女共同参画行政に関する諸施策の総合的な企画及び推進に関すること。
- (2) 男女共同参画行政施策に関する各課間の連絡調整に関すること。
- (3) 矢板市男女共同参画計画あいプランの推進に関すること。
- (4) その他男女共同参画社会づくりの推進に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び委員をもって構成する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。
- 4 委員は、庁議メンバーをもって充てる。

(会議)

第4条 本部会議は、本部長が主宰する。

- 2 本部長が主宰することができないときは、本部長が副本部長のうちからあらかじめ指名する者に、その職務を代行させる。
- 3 本部長は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求めることができる。

(幹事会)

第5条 本部会議に提出する原案の作成及び本部の決定した施策の推進に関し、必要な事項を処理するため、本部に矢板市男女共同参画社会づくり幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成する。
- 3 幹事長は、生涯学習課長をもって充て、幹事会を主宰する。
- 4 副幹事長は、生涯学習課まなび担当グループリーダーをもって充て、幹事長事故あるときは、その職務を代行する。
- 5 幹事は、調整会議メンバー及び各公民館長をもって充てる。
- 6 幹事長は、必要に応じ、幹事以外の者の出席を求めることができる。

(推進班)

第6条 幹事会に付議すべき事項の調査研究及び必要な連絡調整を行うため、推進班を置く。

- 2 推進班は、生涯学習課長主宰のもと、各課かい長が推薦し、幹事会で承認された職員をもって構成する。
- 3 生涯学習課長は、必要があると認めるときは、推進班に分科会を設け、分科会を開催することができる。
- 4 生涯学習課長は、必要に応じ、推進班の会議に班以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第7条 本部、幹事会及び推進班に関する庶務は、生涯学習課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成16年4月27日から施行する。
(矢板市男女共同参画行政推進会議設置要項の廃止)
- 2 矢板市男女共同参画行政推進会議設置要項(平成11年制定)は、廃止する。

附 則

この要綱は平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成24年4月1日から施行する。

5 矢板市男女共同参画計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 男女共同参画社会の実現を目指す「矢板市男女共同参画次期計画（以下「計画」という。）を策定するに当たり、その調査研究を行うため矢板市男女共同参画計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画全般について審議並びに原案を作成し、矢板市男女共同参画社会づくり推進本部に提出するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内の委員で組織する。

2 委員は、家庭、学校、職場、地域の関係者及び一般公募の者の中から矢板市男女共同参画社会づくり推進本部長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、計画策定終了時までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員のうちから互選により定める。

3 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、生涯学習課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長又は委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成19年3月29日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。



「矢板市男女共同参画計画(四期計画)」または
「矢板市女性活躍推進計画」のお問い合わせ

矢板市教育委員会事務局教育部生涯学習課

電話 0287-43-6218

FAX 0287-43-4436

〒329-2165 矢板市矢板106-2

E-mail [syougaiyakusyuka@city.yaita.tochigi.jp](mailto:syougaigakusyuka@city.yaita.tochigi.jp)

「矢板市DV防止基本計画」のお問い合わせ

矢板市健康福祉部子ども課

電話 0287-44-3600